

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 37 件

厚生年金関係 37 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を93万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月11日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について届出を行っておらず、当該賞与に係る記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記賃金台帳において、賞与額と支給額合計欄に記載されている額が相違していることが確認できるところ、A社は、当該差額は持株奨励金であり、申立期間当時における持株会への加入率は2割程度であった旨回答している。

一方、持株奨励金に係る取扱いについて、日本年金機構は、自社株投資会への加入が被保険者の自由意思に基づくものであっても、実態的にほとんどの被保険者が加入しているような場合は報酬に含むが、原則として報酬に含まない旨回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記A社及び日本年金機構の回答か

ら判断すると、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、93 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないことが、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を108万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について届出を行っておらず、当該賞与に係る記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記賃金台帳において、賞与額と支給額合計欄に記載されている額が相違していることが確認できるところ、A社は、当該差額は持株奨励金であり、申立期間当時における持株会への加入率は2割程度であった旨回答している。

一方、持株奨励金に係る取扱いについて、日本年金機構は、自社株投資会への加入が被保険者の自由意思に基づくものであっても、実態的にほとんどの被保険者が加入しているような場合は報酬に含むが、原則として報酬に含まない旨回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記A社及び日本年金機構の回答か

ら判断すると、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、108万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を103万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月8日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A社は、当該賞与について届出を行っておらず、当該賞与に係る記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記賃金台帳において、賞与額と支給額合計欄に記載されている額が相違していることが確認できるところ、A社は、当該差額は持株奨励金であり、申立期間当時における持株会への加入率は2割程度であった旨回答している。

一方、持株奨励金に係る取扱いについて、日本年金機構は、自社株投資会への加入が被保険者の自由意思に基づくものであっても、実態的にほとんどの被保険者が加入しているような場合は報酬に含むが、原則として報酬に含まない旨回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記A社及び日本年金機構の回答か

ら判断すると、上記貸金台帳において確認できる賞与額から、103万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないことが、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 7 月 31 日は 30 万 3,000 円、同年 12 月 29 日は 32 万円、20 年 7 月 31 日は 35 万円、同年 12 月 29 日は 34 万 2,000 円、21 年 7 月 31 日は 33 万 3,000 円、同年 12 月 28 日及び 22 年 7 月 31 日は 34 万円、同年 12 月 28 日は 35 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 31 日
② 平成 19 年 12 月 29 日
③ 平成 20 年 7 月 31 日
④ 平成 20 年 12 月 29 日
⑤ 平成 21 年 7 月 31 日
⑥ 平成 21 年 12 月 28 日
⑦ 平成 22 年 7 月 31 日
⑧ 平成 22 年 12 月 28 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A法人は、当該賞与について 2 年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A法人は、賞与明細書は無いものの、平成 25 年 6 月 26

日に提出した厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載されている賞与支給額が正しい額であるとしているところ、同法人から提出された支払元預金通帳により、申立期間①の後及び申立期間②の前において当該賞与支給額に近い額が出金されていることが確認でき、また、同法人を担当する社会保険労務士は、上記賞与支払届は当該期間当時、同法人によって作成され未提出のまま保管されていた賞与支払届を基に作成されたものである旨供述していることから判断すると、申立人は、申立期間①において 31 万円、申立期間②において 32 万円の賞与の支払を受けていたものと推認できる。

なお、他の被保険者に係る申立期間①及び②の賞与明細書により、申立期間①については改定前の保険料率（7.144%）、申立期間②については正しい保険料率（7.498%）に基づき厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人についても同様の保険料率に基づき厚生年金保険料を控除されていたものと推認できる。

また、申立人に係る平成 20 年度所得照会回答書及び上記支払元預金通帳並びにA法人から提出された申立期間③から⑧までに係る賞与明細書並びに同法人の事務長の供述により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与支払届において確認できる賞与額及び上記他の被保険者に係る賞与明細書において推認できる保険料率に基づく厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月 31 日は 30 万 3,000 円、同年 12 月 29 日は 32 万円とすることが妥当である。

また、申立期間③から⑧までの標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 31 日は 35 万円、同年 12 月 29 日は 34 万 2,000 円、21 年 7 月 31 日は 33 万 3,000 円、同年 12 月 28 日及び 22 年 7 月 31 日は 34 万円、同年 12 月 28 日は 35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 29 日

申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、A法人は、当該賞与について2年以内に届出を行っておらず、その後、年金事務所に賞与支払届が提出されたものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与明細一覧表及び支払元預金通帳並びに同法人の事務長の供述により、申立人は、申立期間に同法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月13日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年7月分賞与台帳及び健康保険標準賞与額決定通知書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、上記賞与台帳において賞与の支給が確認できる全員について申立期間に係る標準賞与額の記録が無い上、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していない旨回答していることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件29件（別添一覧表参照）

別紙

事案番号	基礎年金番号	氏名	生年月日	住所	標準賞与額
24903		男	昭和22年生		60万円
24904		男	昭和22年生		60万円
24905		男	昭和23年生		65万円
24906		女	昭和23年生		37万円
24907		男	昭和26年生		70万円
24908		男	昭和28年生		37万円
24909		男	昭和31年生		43万円
24910		男	昭和31年生		72万円
24911		男	昭和33年生		45万円
24912		男	昭和36年生		36万円
24913		男	昭和37年生		70万円
24914		男	昭和38年生		60万円
24915		男	昭和41年生		39万円
24916		男	昭和42年生		40万円
24917		男	昭和42年生		38万円
24918		男	昭和43年生		35万円
24919		男	昭和44年生		44万円
24920		男	昭和44年生		45万円
24921		男	昭和44年生		40万円
24922		男	昭和45年生		28万円
24923		男	昭和45年生		28万円
24924		女	昭和47年生		27万円
24925		男	昭和47年生		34万円
24926		男	昭和48年生		36万円
24927		男	昭和48年生		37万円
24928		男	昭和48年生		2万円
24929		女	昭和49年生		30万円
24930		男	昭和53年生		2万円
24931		男	昭和55年生		27万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に移籍したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の管理部担当者の供述並びに同僚及び従業員の回答並びに同僚が保有する退職金支給明細書から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記担当者は、申立人の申立期間における異動は事業統合に伴うものであり、申立人のC社における資格取得日を昭和38年6月1日と届け出ていることから、同日であると思われる旨供述していることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和38年5月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から7年7月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年8月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低い。支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から6年12月までは53万円と記録されていたところ、7年1月5日付けで、5年及び6年の定時決定に係る記録が取り消された上、5年1月から6年10月までは8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において被保険者資格を喪失している従業員17人のうち、申立人を除く6人の標準報酬月額についても、平成7年1月5日付けで、5年及び6年の定時決定に係る記録が取り消された上、5年1月に遡及して減額訂正されていることが確認でき、また、当該6人のうち2人は、申立期間当時、同社の経営状況は悪く、給与の遅配があった旨供述している。

さらに、申立人から提出された支払明細書において確認できる支給合計額に見合う標準報酬月額は、上記遡及訂正前における平成5年及び6年の定時決定に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月5日付けで行われた申立人に係る上記遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡

及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年1月から7年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年1月から同年9月までは47万円、同年10月から7年7月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に移籍したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の管理部担当者の供述、従業員の回答及び従業員が保有する退職金支給明細書から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記担当者は、申立人の申立期間における異動は事業統合に伴うものであり、申立人のC社における資格取得日を昭和38年6月1日と届け出ていることから、同日であると思われる旨供述していることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和38年5月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年6月1日から25年4月1日まで
③ 昭和25年10月12日から27年7月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち申立期間①及び②、B事業所に勤務した期間のうち申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。A事業所及びB事業所に各々2年間ほど勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C県D局E部F係(当時)作成の駐留軍施設厚生年金保険整理記号異動簿によると、駐留軍の従業員に係る社会保険は、昭和24年4月1日から適用となった旨記述されている上、同異動簿により確認できるA事業所の社会保険の適用の開始日は上記被保険者名簿と一致している。

さらに、駐留軍の社会保険の記録管理業務を引き継いだG事務所は、申立人に係るA事業所の在籍期間及び保険料控除については資料が無いため不明である旨回答している。

加えて、上記被保険者名簿により、申立人同様にA事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した者のうち、申立人の前後に記載されている者の中から連絡可能な22人に照会し、10人から回答があったが、申立人を知っている者はおらず、申立人の申立期間①の勤務が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、G事務所は、申立人に係るA事業所の在籍期間及び保険料控除については資料が無いため不明である旨回答している。

また、上記被保険者名簿により、申立期間②にA事業所で資格取得している者のうち、連絡可能な13人に照会し、6人から回答があったが申立人を知っている者はいない上、同名簿により、申立人同様にA事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した者のうち、申立人の前後に記載されている者の中から連絡可能な22人に照会し、10人から回答があったが、申立人を知っている者はいないことから、申立人の申立期間②の勤務が確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA事業所に係る記録は、昭和24年4月1日に資格取得し、同年6月1日に資格喪失と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同事業所は昭和26年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③のうち同年7月1日から27年7月1日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる上、上記異動簿による同事業所の加入期間は、24年4月1日から26年7月1日までと記録されており、上記被保険者名簿と一致している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のB事業所に係る記録は、昭和25年4月1日に資格取得し、同年10月12日に資格喪失と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、G事務所は、申立人のB事業所に係る申立期間③の在籍期間及び保険料控除については資料が無いため不明である旨回答している。

加えて、上記被保険者名簿により、申立期間③のうち昭和26年3月までの期間にB事業所で資格取得している者のうち、連絡可能な25人に照会し、13人から回答があったが申立人を知っている者はおらず、また、申立人の同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間に同事業所で資格取得している者のうち、連絡可能な24人に照会し、13人から回答があったが申立人を知っている者はいないことから、申立人の申立期間③の勤務が確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 11 日から 59 年 11 月 13 日まで
② 昭和 59 年 12 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB法人に勤務した期間のうち申立期間②の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると平成3年1月*日に解散しており、同社代表取締役は、申立人の標準報酬月額について、当時の大卒者の給与額にしては低いと思うが、関係書類は既に焼却し、当時の総務部長、課長は既に死亡しているため、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額に係る届出、保険料控除額等について答えられない旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同じ月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 18 人のうち被保険者資格を再取得している二人を除く 16 人の同社資格取得時の標準報酬月額は、最も高い者でも 14 万 2,000 円であり、申立人が主張する初任給 15 万円から 20 万円に相当する標準報酬月額の者は確認できないほか、上記被保険者名簿における申立人の標準報酬月額について、遡った記録訂正等、不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 6 人及び上記従業員 18 人の計 24 人に照会したところ、11 人から回答があり、そのうち、自身の標準報酬月額が給与に見合っていると回答した従業員二人のうち一人が保有する給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社が加入していたC厚生年金基金は、申立人の申立期間①の報酬標準給

与について昭和 58 年 4 月 11 日から 13 万 4,000 円、59 年 7 月 1 日からは 15 万円と回答しており、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B 法人は、申立人が勤務していた事業所は平成 8 年 3 月末をもって閉園しており、当時の資料は保存されていないため、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に係る届出については不明である旨回答しており、同僚二人のうち一人が社会保険の責任者だったと名前を挙げた者は既に死亡していることから、申立人の同法人における標準報酬月額に係る届出について確認することができない。

また、B 法人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、申立期間②において被保険者である者 8 人の資格取得時の標準報酬月額は 8 万 6,000 円から 11 万円までであることが確認できるほか、上記被保険者原票における申立人の標準報酬月額について、遡った記録訂正等、不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人、上記従業員 8 人及び昭和 60 年に資格取得している二人の計 12 人に照会したところ、7 人から回答があり、そのうち、6 人（同僚一人を含む）が自身の標準報酬月額が給与額に対して下回っていたかどうか分からない旨回答している。

加えて、申立人は、雇用保険受給者証に記載されている賃金日額から、B 法人の給与は少なくとも退職前 6 か月は 14 万 2,000 円の標準報酬月額である旨主張しているところ、申立人の同法人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 61 年 5 月の随時改定の記録が確認でき、随時改定については、固定的賃金に変動のあった月以後継続した 3 か月に受けた報酬の総額を平均した額が、その前の標準報酬月額と比べて 2 等級以上の差が生じた場合、4 か月目に改定されることから、申立期間②のうち同年 2 月以降に支払われた給与について、申立人の主張どおりの給与が支給されていたことがうかがえるものの、保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職年月日は、昭和 56 年 3 月 10 日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日と符合している。

また、申立人が、A社を退職するとき上司であったとする者は、申立人を記憶しているが申立人の退職日は記憶していない旨回答している。

さらに、A社から提出された「年金台帳」によると、申立人の資格喪失日は昭和 56 年 3 月 11 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、A社の人事部担当者は、昭和 56 年 3 月 11 日に資格喪失した申立人の給与から、同月分の保険料は控除していないと思う旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。